

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人 価値を大切にする金融実践者の会」と称する。当法人の名称の英文では、THE JAPANESE PRACTITIONERS FOR BANKING ON VALUES(略称 JPBV、以下「JPBV」と表示する。

### (趣旨及び目的)

第2条 JPBV は、日本での「価値を大切にする金融」を再定義するムーブメントを引き起こすことを活動目標とする。

### (事業内容)

第3条 当法人は、日本で持続可能な社会、経済、環境の発展をもたらすことを役割とする「価値を大切にする金融」を普及させることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 「価値を大切にする金融」を実現に導く人材育成、リーダーシップ育成、組織開発などのメソッド提供
- (2) The Global Alliance for Banking on Values(略称 GABV)への加盟を検討する金融機関に対しての研修及びコンサルティングサービスの提供
- (3) 「価値を大切にする金融」に関する調査・研究
- (4) 「価値を大切にする金融」を普及啓蒙するための勉強会・セミナー等の企画及び運営
- (5) 前各号に附帯または関連する一切の事業（事業内容）

## 第2章 会員

### (会員資格)

第4条 JPBV の会員は第2条に定める趣旨及び目的に賛同して入会した、活動実態の在る個人、法人、その他団体とする。また、個人、法人、その他団体当該の反社会的組織に関わっていない、公序良俗に反しないこととする。

2. JPBV の会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。
3. JPBV の会員は、法人会員及び個人会員から構成される。

#### (1) 法人会員

JPBV の趣旨に賛同し活動を通じて学びや機会を得ようと考えている法人。JPBV の事業であるイベントやコミュニティへの参加ができる。法人名を JPBV の Web ページ等に掲載することができる。JPBV には任意の担当者を置いて参加することができ、代理人による出席も可とする。

#### (2) 個人会員

JPBV の趣旨に賛同し活動を通じて学びや機会を得ようと考えている個人。会員個人のみが JPBV の事業であるイベントやコミュニティへの参加ができる。個人名を JPBV の Web ページ等に掲載することができる。

### (入会)

第 5 条 JPBV の会員として入会しようとする者は、法人会員・個人会員とも以下に応じて以下の手続きを行う。

- (1) 任意の既存会員 1 名による推薦・紹介
- (2) 所定の様式による申込み
- (3) 理事の承認
- (4) 第 6 条に定める会費を納入
  2. 入会日は理事 00..にて承認を得た日とする。
3. 以下の条件に該当する場合、理事にて入会を拒否することが出来る。
  - (1) 反社会的組織との関わっている、または関りが疑われる場合
  - (2) 公序良俗に反する事業を行っている、または行おうとしている場合
  - (3) 虚偽の申請等不正行為を行った場合
  - (4) 過去に除名処分を受けている場合
  - (5) その他 JPBV および参加者の活動に対する阻害・迷惑行為等が強く懸念される場合

### (会費)

第 6 条 JPBV 会員の年会費は以下の通り定める。なお、入会金の定めは設けない。

- (1) 法人会員： 年会費 10 万円
- (2) 個人会員： 年会費 3 万円
  - ただし、大学院生、大学生以下の学生に関しては 年会費を 5000 円とする。
2. JPBV 会員は、毎年 2 月末日までに年会費を納めなければならない。

なお、期中に入会する場合は、その年度の会費は入会月に応じて以下の通りとする。

<法人会員>

  - 1-3 月 100,000 円
  - 4-6 月 75,000 円
  - 7-9 月 50,000 円
  - 10-12 月 25,000 円

<個人会員>

  - 1-3 月 30,000 円
  - 4-6 月 22,500 円
  - 7-9 月 15,000 円
  - 10-12 月 7,500 円
3. 会費の用途は当法人の事業を行うためのものとする。

#### **(変更届)**

第7条 JPBV 会員は登録内容に変更があった場合は速やかに事務局に連絡する。

#### **(会員の権利義務)**

第8条 JPBV 会員は第3条に定める事業に参加・利用する権利を有する。

2. JPBV 会員は次の各号の義務を負う。

- (1) JPBV の目的を達成するため、第3条でさだめる事業への協力
- (2) JPBV を通じて得た機密情報の管理、漏洩防止、および使用にあたっての関係者承諾の取得
- (3) 本規則その他 JPBV 運営に係る諸規定、ルール等の遵守

#### **(退会)**

第9条 JPBV を退会しようとする会員は、退会の旨を事務局に申し出て、理事の了解を得る。了解を得た当月末をもって退会とする。なお、すでに納入済みの会費の返還はしないものとする。

2. 退会にあたっては事務局に対して退会の意思をメールなどの文書で提出することとする。

#### **(除名)**

第10条 JPBV 会員は、以下の各号の一に該当する行為を成したときには、理事会の承認により、除名される。

- (1) 第8条第2項の遵守義務に違反したとき
- (2) JPBV の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為を成したとき
- (3) その他、除名に値する正当な理由があるとき

#### **(資格喪失)**

第11条 JPBV 会員は、第9条並びに第10条の場合のほか、会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人においては解散したときは、会員の資格を喪失する。

### **第3章 体制**

#### **(運営事務局)**

第12条 理事を支援するため、運営事務局を置く。

#### **(プロジェクト・チーム)**

第13条 JPBV 会員は任意のプロジェクト・チームを形成して活動することが出来る。

2. プロジェクト・チームは参加会員の主体性と責任の下に運営し、JPBV に対する報告や成果分配の義務は負わず、また JPBV としても管理責任を負わない。
3. プロジェクト・チームによる成果や財産権等の管理は、プロジェクト・チーム参加者間により決定する。
4. プロジェクト・チームはその推進のために JPBV のサービスを利用することが出来る。

#### **(費用負担)**

第14条 JPBV の活動に関わる費用は、第2条の趣旨及び目的並びに第3条の事業内容に則した活動に対し、理事の承認をもって拠出することが出来る。

2. 理事会、事務局運営に関わる費用は、JPBV にて負担する。
3. プロジェクト・チームに関する支援は JPBV では負担せず、参加会員による負担とする。

**(情報管理)**

第 15 条 JPBV 会員の機密情報は各会員にて管理し、会員は JPBV への報告・開示義務を負わない。

2. JPBV の活動上、情報開示を求めることがある。この場合は別途機密保持契約を関係者にて締結する。また情報開示を拒否する権利を会員は有する。

3. ただし、行政指導等により情報開示が必要な場合は速やかに協力する。

**(計画・報告)**

第 16 条 JPBV は事務局および理事会の取りまとめのもと、年次計画と活動報告を行う。

## **第4章 附則**

**(会計年度)**

第 17 条 会計年度は毎年 1 月 1 日より翌 12 月 31 日とする。

**(会則の改訂)**

第 18 条 この会則の改訂は理事会にて行うものとする。

以 上